

ID: 236

担当部署: 上下水道課

処分の概要	繰上徴収		
例規名 根拠条項	聖籠町下水道事業受益者負担に関する条例 第13条		
例規番号	平成10年 条例第27号		
<p>【根拠条文】 (繰上徴収) 第十三条 管理者は、既に負担金額の確定した受益者が次の各号の一に該当するときは、納期前であつても負担金を繰り上げて徴収することができる。</p> <p>一 国税、地方税、その他公課の滞納により滞納処分を受けたとき又は受けるおそれがあるとき。</p> <p>二 破産の宣告を受けたとき。</p> <p>三 競売の開始を受けたとき。</p> <p>四 受益者である法人が解散したとき。</p> <p>五 詐欺その他不正な手段により、負担金の賦課徴収を免れ若しくは免れようとしたとき。</p> <p>六 その他管理者が必要と認めるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日